問題：① 「過去に発生した人身･人為事故事例」 ●人為（電工）

■項目：**負荷巻取作業中におけるケーブル切断時の短絡事故**

負荷巻取工事におけるケーブル切断作業前の確認ポイントとして、**誤っているもの**を選択して下さい。

1）絶縁養生シートを用いて保護すれば、他ケーブルとの離隔は配慮しなくて良い

2）離隔材を使用することで、他ケーブルとの離隔を十分に確保する

3）他ケーブルと離隔が確保できないため、ゴム板等の緩衝材を使用する

解説：① 「過去に発生した人身･人為事故事例」 ●人為（電工）

■項目：**負荷巻取作業中におけるケーブル切断時の短絡事故**

正解：1）絶縁養生シートを用いて保護すれば、他ケーブルとの離隔は配慮しなくて良いが誤りです。

（解説）

出力配線のマイナス側(-48V)配線を切断中に力を入れた際、ケーブルカッタの峰「へり」の部分と、プラス側(G)配線分岐箇所であるＣ形圧着端子の角で絶縁養生シートが損傷したことから、短絡事故が発生しております。

ケーブル切断作業前に必ず、

①ケーブル切断箇所とＴ分岐箇所が重ならないように間隔を確保する。

②切断箇所と分岐箇所が重なる場合は、離隔材により相互間の間隔を保ち、工具等の接触による圧力に耐えられるよう、ケーブル等を圧力緩衝材（ゴム板等）を敷く。

以上を確認した上で作業を実施すること。

問題：② 「過去に発生した人身･人為事故事例」●人為（電保）

■項目：**受電設備年次点検作業中の短絡波及事故**

労働安全衛生法（規則）において、停電作業を行う場合の措置について、**正しいものをすべて**選択して下さい。

1）開路した開閉器の盤は、作業中は施錠し、若しくは通電禁止に関する所要事項を表示する。

2）開路した電路内において、残留電荷による感電等の危険が生ずるおそれがある場合、安全な方法により残留電荷を確実に放電させる。

3）誤通電、他の電路との混触又は他の電路からの誘導による感電の危険を防止するため、短絡接地器具を用いて確実に短絡接地する。

解説：② 「過去に発生した人身･人為事故事例」●人為（電保）

■項目：**受電設備年次点検作業中の短絡波及事故**

正解：１） ２） ３）
停電作業を実施する場合はすべての措置を実施してください。

労働安全衛生規則に、停電作業を行う場合の措置が規程されております。
停電作業を実施する際には、安全確保の為、規程及びテクニカルライブラリを改めて確認し安全を確保しましょう。

労働安全衛生規則
（停電作業を行なう場合の措置）

◆**第三百三十九条**　事業者は、電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行なうときは、当該電路を開路した後に、当該電路について、次に定める措置を講じなければならない。当該電路に近接する電路若しくはその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業又は当該電路に近接する工作物（電路の支持物を除く。以下この章において同じ。）の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業を行なう場合も同様とする。

◆ **一**　開路に用いた開閉器に、作業中、施錠し、若しくは通電禁止に関する所要事項を表示し、又は監視人を置くこと。

◆ **二**　開路した電路が電力ケーブル、電力コンデンサー等を有する電路で、残留電荷による危険を生ずるおそれのあるものについては、安全な方法により当該残留電荷を確実に放電させること。

◆ **三**　開路した電路が高圧又は特別高圧であつたものについては、検電器具により停電を確認し、かつ、誤通電、他の電路との混触又は他の電路からの誘導による感電の危険を防止するため、短絡接地器具を用いて確実に短絡接地すること。

◆ **２**　事業者は、前項の作業中又は作業を終了した場合において、開路した電路に通電しようとするときは、あらかじめ、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれのないこと及び短絡接地器具を取りはずしたことを確認した後でなければ、行なつてはならない。

問題：③　「過去に発生した人身・人為事故事例」●人身（FM）

■項目：**防災設備点検作業中の扉への指挟まれ事故**

建物等維持管理業務の防災設備点検に関する行動として、もっとも**不適当**なものはどれか？

1）点検作業関係者のコミュニケーションを取りやすくし、複数の目線で安全確認を行える環境を作った。

2）点検作業関係者全員で当日の作業工程について確認し、扉を静かに閉め、落ち着いて作業するよう周知した。

3）扉の前が整理整頓されておらず、開閉に際し、障害となるが、触らないように無理な体制で開閉を行った。

解説：③　「過去に発生した人身･人為事故事例」●人身（FM）

■項目：**防災設備点検作業中の扉への指挟まれ事故**

正解：3）扉の前が整理整頓されておらず、開閉に際し、障害となるが、触らないように無理な体制で開閉を行った。

がもっとも不適当です。

扉の開閉時に指が挟まれたことによる骨折や切断などの重傷を伴う事故が多く発生しています。
扉の開閉に支障をきたす障害物がある場合は、事前に整理整頓を行い、取手等の指が挟まれない場所に手を添え、挟まれないか確認しながら開閉してください。

過去の扉等挟まれ事故

2017年 8月 1日　空調機械室退出時のと扉での指挟まれ事故

2018年 1月11日　機械室入室時の扉での指挟まれに事故

2018年 5月 8日　扉開閉時ヒンジ部への指の挟まれ事故

2021年 2月18日　強風時の盤扉開閉による挟まれ事故

2021年 8月30日　巡回点検作業中の扉による手指の挟まれ事故

2022年 8月28日　防災設備点検作業中の扉への指挟まれ事故

問題：④「過去に発生した人身・人為事故事例」●人身（建築）

■項目：**増築工事におけるデッキ敷き込み中の転落**

高所でのデッキ敷き込み中における不適切な対応を１つ選んでください。

1）　作業者は、デッキ端部に行こうとしたが、墜落制止用器具が伸びきって作業場所に手が届かなかったため、一時的に墜落制止用器具を外した。

2）　現場代理人は、作業手順書により、溶接固定をしていないデッキには乗らないよう計画した。

3）　作業エリアの下部全体をカバーするよう、水平ネットを設置した。

4）　作業者は、作業前に親綱の配置を確認した際に不備があったため、現場代理人へ申し入れ、親綱の整備が終わるまで作業を開始しなかった。

解説：④「過去に発生した人身・人為事故事例」●人身（建築）

■項目：**増築工事におけるデッキ敷き込み中の転落**

正解：1)　作業者は、デッキ端部に行こうとしたが、墜落制止用器具が伸びきって作業場所に手が届かなかったため、一時的に安全帯を外した。

が不適切な対応です。

高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、**囲い、手すり、覆い等を設けること**　又は、**墜落制止用器具を使用させること**等が義務づけられております。

墜落制止用器具のフックが取り付けられるよう、親綱の設置等の計画を行うようにしてください。

また、仮置きしているデッキ等に足を掛けると、デッキがずれて転落する恐れがあります。

当日の作業前KY等にて通行不可の範囲等をあらかじめ確認しましょう。